

Title	中国に於ける政治変動と女性の政治参加
Author(s)	秋吉, 祐子
Citation	聖学院大学論叢, 1: 21-34
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=1617
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

中国に於ける政治変動と女性の政治参加

秋吉 祐子

はじめに

共産党政権による社会主義中国が1949年10月に誕生して以来、中国は女性解放・男女平等を国家の政治理念のなかに位置づけ、それらに関する飛躍的な成果を誇示してきたのであり、わが国を始めとし、諸外国ではそのような中国を女性解放・男女平等の先進国とみなしてきたのであった。確かに、女性解放・男女平等の重要な要件である生産活動を中心とする経済活動分野への参画は画期的な伸びをみせた。(1949年には勤労者総数に占める女性の比率は7.5%であったのが1987年には33.2%となった)⁽¹⁾同様に女性解放・男女平等の重要な要件であり、本稿のテーマであるところの女性の政治参加は、経済分野に比べれば控えめであるとしても旧中国に比較すれば飛躍的な発展を示した。さらに教育の機会の平等も大いに進み(1951年に女子学生の比率が23.5%であったのが1987年には44.0%になった)⁽²⁾また女性の生活上最も身近な分野である婚姻・家族関係は旧中国との比較に於いて明確な形で女性解放・男女平等の実現をみてきた。

ところで1978年末に中国がそれまでの政治優先・閉鎖的政策路線から経済優先・開放的政策路線への変更を宣言して以来、それまで公開しなかった社会現象・状況についてのかかなりの部分が公開されるようになった。その結果、女性解放・男女平等の先進国であるはずの中国が必ずしもそうではなかったという実態を明らかにしたのであった。新しい政策路線の実施過程のなかで数千年続いてきた封建制・儒教に基づく「男尊女卑」の観念に由来する慣行への回帰を求める主張や現象が次第に顕著に現われてきたことも明らかにされてきた。⁽³⁾ 経済合理性や経済効果を重視する「経済体制改革」の過程では、「女は家に戻れ」の声が聞かれ、女性解放・男女平等の第一の要件とみなされてきた女性就業を否定的ないしは消極的に対処する傾向が現れ、⁽⁴⁾ 女性採用に制限が加えられ、これと連動して高等教育機関の門戸を狭めたり、⁽⁵⁾ 失業女性が増加したり、⁽⁶⁾ 女性の生理的条件を軽視して就労待遇を低下させたりといった傾向が生じた。⁽⁷⁾ また国民の教育水準の向上をめざす義務教育制度に逆行して、「やがて嫁にいく女兒の教育は無駄」との立場から女子教育を軽視する農村社会の風潮が強くなった。⁽⁸⁾ 人口抑制政策である「一人っ子」政策の為に女兒間引きや女兒出産母性の虐待が農村社会にあって深刻化した。⁽⁹⁾ 物質経済活動偏重の風潮のなかで売春や人身売買と

いった非合法行為の増加も伝えられている。さらには政治制度の合理化・効率化をめざす「政治体制改革」の過程で後に考察するところの政策決定に参画する女性の比重が低下している。このような女性解放・男女平等原則に反する各種のゆゆしい現象が判明したのである。¹⁰⁾

以上の中国女性の状況の変化は、中国が1949年新生国家としてスタートをきって以来の政権交代または政策路線の変更が女性の社会参加に対して大きな影響を及ぼしていることを想定させるものである。筆者は中国の女性解放・男女平等の本質的特徴を模索する一つの試みである「中国の婦人解放の基本的特徴と問題点—『人民日報』三月八日国際労働婦人節記念社説と『中国婦女』社説の内容を基礎として—」のなかで次のような見解を提示した。「共産党政権成立直後から始まった婦人解放政策は、政府の政策的志向がときどき異なるのと平行して、それが政府の政策全体に占める優先順位、および内容に於ける変化をみてきた。そして三〇年間の全般を通してみると、『婦人政策』は第二義的に評価されてきた傾向が強いのである」¹¹⁾と。女性解放および男女平等に於て一つの重要な要素である女性の政治参加にあっても同様な状況が推測される。以下筆者は、中国の政治変動及び政策路線の変化と女性の政治参加との関連性をまづ社会主義建設過程の全般的な動向のなかで概観し、次に女性の政治参加がマイナス的推移を示していると指摘されている1980年以降の「政治体制改革」（略称：政治改革）に於ける状況に検討を加えることによって上記の仮設の検証を試みたい。

第I章 女性の国政参加の状況

中国では新国家設立にあたってその基本的方向を規定した『中国人民政治協商会議共同綱領』に於て女性解放・男女平等の実現を唱い（第6条）、¹²⁾ それ以降社会主義建設過程に於ても一環してこの原則を堅持する建前を採ってきた。1949年以降の国政の政策路線を実質的に決定してきた中国共産党（略称：党）¹³⁾は既に1922年の「第二回全国代表大会宣言」に於て女性解放・男女平等の実現を提唱¹⁴⁾して以来、女性の政治参加を推進する建前を堅持してきた。1954年制定の『中華人民共和国憲法』では「女性は、男子と平等の選挙権と被選挙権をもっている」（第86条）¹⁵⁾と規定し、男性と同様に満18歳以上の女性に公民としての政治参加の権利を与えた。国民の政治的代表性が体现されている最高の国家権力機関である「中華人民共和国全国人民代表大会」（略称：全人代）の代表の選出の為に制定された「中華人民共和国全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会選挙法」（1953年3月）に於いても「婦人は男子と平等の選挙権と被選挙権をもっている」（第4条）¹⁶⁾と規定している。したがって次に示す歴代の全人代代表に占める女性の比率は女性の政治参加の度合を歴史的に示す端的なメルクマールとなると思われる。以下この指標によって社会主義中国の女性の政治参加の特徴を探ってみたい。

1954年の「第一期全国人民代表大会」から1959年の「第二期全国人民代表大会」、1964年の「第

中国に於ける政治変動と女性の政治参加

三期全国人民代表大会」, 1975年の「第四期全国人民代表大会」, 1978年の「第五期全国人民代表大会」, 1983年の「第六期全国人民代表大会」, 1988年の「第七期全国人民代表大会」のそれぞれの全人代代表に占める女性の比率を示したのが表1である。

中国史上初めての1954年の普通選挙に於て、同時に中国史上初めて女性が公民の資格で参画することとなった第一回目の選挙によって選出された女性代表は中央党・政府機関高級幹部、経済分野の先進的・模範的活動家、文化・科学・教育事業分野の先進的・模範的人物、革命関係功労者、その他各地域・機関の先進的・模範的人物等のさまざまな社会的立場を代表する人々であった。総じて全国的にきわめて知名度の高い高級エリート層の女性を中心であり、彼女らの選出された事実自体が女性解放・男女平等実現の象徴的意味をもつこととしてきわめて高く評価され、喧伝された。⁽¹⁷⁾ この新政権成立後初めて行われた普通選挙に於ける女性代表の選出については、次のような評価のもとにその意義が強調された。147名の女性代表は「六億人の信託を受けた、六億人民の意志を代表し、国家の最高権力を行使するところの極めて光栄なそして重要な任務である」⁽¹⁸⁾と。そして総人口の男女比に近い(51.84対48.16)⁽¹⁹⁾ところの有権者の男女人口比のもとに選出された女性代表の比率がわずか11%を少々上回る程度であることに関してはことさら言及されなかった。国政参加の女性がこのように数量的に少ないのは、女性が一般的に能力が低いこと、社会が一般的に女性の政治参加を軽視する風潮のあることを理由とするといった点に触れられる程度で深く検討或は批判されることはなかった。⁽²⁰⁾ 人権は無に等しく、公的資格を持っていなかった女性が男性と共に国政に直接参画するといった、五年前までは一般的には夢想すらしなかった輝かしい立場に到達した時点の歓喜に満ちた心理状況にあっては、男女平等の理念に基づく国政参加に於ける女性の数および比率の少なさの意味を客観的に論じるのは難しい社会的状況であったものと考えられる。他

表1 歴代全国人民代表大会に於ける女性代表者数の比率

全国人民代表大会	女性代表者数(人)	比率(%)
第一期(1954年)	147	12.0
第二期(1959年)	150	12.2
第三期(1964年)	542	17.8
第四期(1975年)	653	22.6
第五期(1978年)	742	21.2
第六期(1983年)	632	21.2
第七期(1988年)	634	21.3

出典：第一期～第六期『中華人民共和国資料手冊』社会科学文献出版社

1986年, 137頁。第七期『人民日報』1988年3月14日。

方、1954年の全人代代表の選出は党が政権を掌握してから初めての国政選挙に該当するものであり、いわば、党の威信を賭けた選挙であった。全人代の代表に女性の選出を実現することそれ自体が女性大衆だけでなく社会全般に対して党が公約を果たしたことを確実に示したのであり、その絶対数の少ないことや比率の低さに関しては女性解放・男女平等実現の初期の段階では当然のことであり、この時点で云々すべきこととする認識は希薄であったものと推測される。さらには女性解放・男女平等論推進の立場にある者にとっては数量の問題は徐々に解決されるはずであるという楽観論が強かったことも伺われる。このような背景のもとに党・政府は上記のような肯定的評価を示すことによって女性代表の存在を前面に押しだして大いに宣伝したものと考えられる。

1950年代の社会主義建設期の女性の政治参加の政策は次のような方法で展開された。女性の政治参加を引続き促進する方針であることは、1956年に開かれた「中国共産党第八期全国代表大会」の党規約の修・改正の時点で確認されている。つまり実質的に国政を司る中国共産党が政権獲得後始めて開いた全国大会に於て「党は必ず女性幹部の育成と抜擢に一大決心をもって望み、彼女らが前進するのを援助、激励しなくてはならない、なぜならば彼女らは党幹部の最大の源泉の一つであるから」⁽²¹⁾と約束されている。しかしながら実際には1959年4月の第二期全人代の女性代表の比率は0.8%の伸びに留まっている。他方では社会主義中国成立以来の女性幹部⁽²²⁾の全体数が伸びていることが認められている。(1951年には15万人で女性の比率は0.8%であったのが、1955年には76万4千人を越え比率は14.5%となった)⁽²³⁾しかしながら新国家建設時点に必要とされる絶対数としては少ないこと及び比率が低いことが指摘され、その原因は次のように分析されている。まず指導者としての適格者が全般的に少ないことである。その一つは幹部に必要とされる知識・業務処理能力が欠落していることである。この状況は上層部へいくほど明白に反映されている。例えば1955年段階では県及び科長以上の女性幹部の比率は0.6%であるのが、局長以上の比率は0.3%となり、市及び県の長は更に低くなり、0.28%となる。⁽²⁴⁾ その二には女性幹部の家事労働（育児も含む家庭生活を営む上の全ての行為）の負担が軽減されず、幹部として要求される業務や活動を十分に達成出来ないことである。⁽²⁵⁾ 第三には実際の幹部政策のなかで女性幹部に対する的確な配慮が不十分なことである。女性幹部の業務遂行上の欠陥、それとの関連に於ける女性の生理的条件や家庭環境の問題にまで配慮するきめ細かな政策が徹底していない機関や組織が多く、女性蔑視に由来する人事政策が採られている部所も多いことである。⁽²⁶⁾ 第四には女性幹部の意識・意欲の低さである。新しい社会の建設の過程で種々の困難な状況を打破し、幹部として前進する必要性及びその為に努力するという意気込みを持つものが少ないことである。⁽²⁷⁾ 以上の様な背景のもとにあった第一期から第二期の全人代の女性の比率の増大も0.2%の極小値となったと考えられる。1964年の第三期全人代の女性代表の比率は前期の全人代の28倍の5.6%の伸びを示し、一挙に17.8%となった。この伸び率はその後の全人代史上で最も高い数値であり、1958年、59年にかけての経済「大躍進」政策路線に基づく女性労働力の徹底的発掘・登用が政治の領域に如実に反映したことが容易に推察される。そして

このような高い伸び率は次に触れるように大衆女性の勢力を政治的に利用した次期の第四期全人代まで持続された（4.8%の伸び率）のである。ところで第三期全人代の代表者の数は一挙に前二回の全人代のおよそ2.5倍（1226人から3040人に増員）²⁸に増えた点に留意すれば、この間の女性代表の比率の伸びの高さに対する評価は差し引かれることになるのである。したがってこの時期の女性幹部政策の実態は当時党・政府が表明してきたように積極的には推進されなかったという今日の指摘²⁹からも考えられるように、みかけ上の数量的際だちとは裏腹の基盤の薄弱さが特徴的であったものと思われる。

第四期全人代に於いては女性の比率が最大となった（22.6%）ことは注目に値することである。この時期は文革期の政治的状況が背景となっていることが容易に推察される。既存のあらゆる社会体制を打破することを精神的出発点として行われた社会変革運動は男尊女卑の慣行を打破することもその一環であった。既存の権力構造の打倒とそれに変わる新しい権力構造の建設過程で生じた激烈な権力闘争のなかで後者の頂点に立った最高指導者毛沢東の大衆動員政策も女性大衆に大きな影響力を行使したものと考えられる。「天の半分を支える」、「男の同志に出来ることは女の同志にも出来る」³⁰の男女平等のスローガンによって第一期全人代の女性代表を中心とした既存のエリートから成る女性指導勢力を打倒する新しい女性勢力の台頭が求められた。新しい女性勢力は指導幹部としての行政能力に於て一般的に既存の勢力に劣るが、数に於いては優勢であることが求められた。文革期中核政治組織であった革命委員会³¹を始め、末端の政治組織である町内会的組織：街道委員会には、かつての指導者に求められた資格に欠ける女性が多く拔擢された。³²そして全人代の女性代表の比率を基点とした20数%の比率が各組織に於ける女性幹部の比率の規準として全国的に示され、比率を強調するが為に指導者にふさわしくない人物が指導ポストに就き、その地位に適格でない人物が上層部の責任者となる等の弊害が生じたことが指摘されている。³³

1978年の第五期全人代は文革期に構成された政治権力を否定し、新しい権力の下に於ける最初の全人代であった。³⁴従って代表選出に関しても文革期の規準とは異なる新たな規準が考えられたのであった。この期の全人代では女性代表の比率を特に重視する施策は後退したのであり、女性の代表数はおよそ21%増員しているが、比率はマイナス1.4%という社会主義建設史上初めての減少が生じた。しかしながらこの傾向は以後強まることはなく、1983年の第六期全人代の代表の総数は約15%減っているが、女性代表の比率は変わらなかった。さらに1988年の第八期全人代の代表者数はわずか8名の減少であるのに対して、女性代表者の比率がわずかではあるとしても増加しており（0.1%）、42名の増員がみられるという推移である。

以上概観してきた30年を越える全人代の女性代表の比率の推移は以下のように要約できよう。女性代表の選出が国家的に推進されたことによって全人代開設の時点では急激にそれは伸びた。その後は政権の政策路線および政治変動に運動した形で比率の増減の変化がみられる。最もその比率を伸ばしたのは女性の勢力を利用した政権の二期の全人代（第二期、第三期）である。しかしながら

中国に於ける政治変動と女性の政治参加

絶対値が20%を少し上回る値に達してからの比率の増大はみられない。したがって、総じて社会主義中国の女性の政治参加は女性解放・男女平等を否定する旧中国との比較に於いては特筆すべき飛躍的現象としてきわめて高い評価がなされうとしても、社会主義建設過程のなかでその推移をみると必ずしもそのようには評価できないのである。このことは次に示す国際比較の観点に照らしてみるとなおいっそう明白となろう。

表2は諸外国の女性議員の比率を示したものである。同表の年代は不揃いであるが、大まかな傾向による国際比較は可能であると思われる。中国の比率は、男女平等を特に国家の重要な政策として位置づけてこなかったわが国を含めた欧米先進諸国と比べれば非常に高いものである。しかし、それを国家理念のなかに組み入れてきた社会主義諸国のなかで比較すると低い比率である。また男女平等の実現を積極的に推し進めている北欧諸国と比較しても低い水準である。このような動向は先にふれた党の第八期全国大会で示された男女平等実現の為の女性幹部政策が実質的には十分な成果を挙げず、しかも抜本的な施策が採られることはなかったことを示唆している。他方で男女平等の政策表明が反復され、旧中国との比較に基づく変化の大きさが強調される傾向が継続してきたのである。中国の膨大な人口に於ては全人代の女性代表は数量的にきわめて限られたエリート層であり、その他の絶対多数の女性大衆は前者に移行することなくそのまま放置されてきたという最近示された見解⁽³⁵⁾は妥当な実態論であると考えられる。言葉を換えれば、女性の政治参加は党・政府の宣伝的言論とは異なりきわめて限定的な状況なのである。社会主義中国の女性の政治参加の限定性はさらに以下にみる政策策定レベルの女性の比率のなかでも判明されよう。

表2 諸外国の女性議員の比率

社会主義国圏	%	北欧圏	%	欧米圏	%
東独	33.6	フィンランド	30.5	西独	9.4
ソ連	33.3	ノルウェー	30	カナダ	7.5
ルーマニア	33	スウェーデン	27	イタリア	5.6
ハンガリー	30.1	デンマーク	23.5	英国	4.6
チェコ	30			フランス	4.5
ブルガリア	21.7			日本	4.0
ベトナム	21.6			米国	3.4
ユーゴ	13				

出典：社会主義圏、北欧圏－『中国婦女報』1985年4月10日から。

欧米圏－『婦人参政関係資料』市川房枝記念会1987年、51頁～52頁。

注：二院制の場合は平均値とした。

中国に於ける政治変動と女性の政治参加

表3は中国政府の上層幹部職⁶⁶⁾の女性人数の30年間を越える変化に関して表わしたものである。同表は社会主義建設初期の1954年と女性が政治的に最も重要視された時期の1975年と現在：1988年の三つの時期の女性の高級政治指導者の数と比率を示している。30年を越える女性の高級指導者の上昇率は全般的に表1の全人代女性代表の上昇率に比べると低い数値である。全人代表は9%を少々上回るのに対して全人代常務委員で約5%、国務院レベルで2%強、地方行政レベルで6%を少々上回るといったゆるやかな速度で上昇しているのである。但しこの間三者の職位の比率の推移に起伏が見られる点も特徴的である。常務委員の比率は1975年に22%を上回るという突出した増大がみられるが、これは文革期の女性重視の特徴がきわめて明白に反映されているのであろう。この数値は同期の全人代女性代表の比率にほぼ匹敵するものである。(0.1%全人代表より多い)しかし同年の中央行政機関の職位では比率は若干低下しており(0.5%)、地方行政の職位では比率の増大はみられるが(4%)、女性の長の就任はなお出現していない。つまり量的増大は必ずしも質的向上を伴っていないのである。ところが1988年には全人代常務委員の比率は11.7%の大幅減少である。これに反して同年の中央政府と地方政府の高級幹部の双方の比率は増大しており、前者は3.1%増となり、1959年時点の比率を上回り(2.6%)、後者は2.3%上回り、女性の長も誕生した。以上の点は社会主義中国の女性幹部が極めて限定的であるとの前提に加えて、上級レベルになる程その傾向を強める特徴を示しているのである。⁶⁷⁾

表3 女性の高級政治指導者の推移

	1954年			1975年			1988年		
	総数	女性	比率%	総数	女性	比率%	総数	女性	比率%
全人代常務委員 ¹⁾	71	4	5.6	172	39	22.7	163	18	11.0
部長、副部長 ²⁾	159	6	3.1	272	7	2.6	193	11	5.7
省長、副省長 ³⁾	249	2	0.8	440 ⁴⁾	21	4.8	184	13	7.1

出典：1954年は『中華人民共和国組織別人名表』内閣官房内閣調査室1757年

1975年は同上1975年より。

1988年は『中国組織人名簿』ラジオプレス1989年より。

- 注： 1. 全国人民代表大会の常務委員会を構成する成員を指し、委員長、副委員長、秘書長、副秘書長を含む。
2. 国務院の部および委員会の長および副の地位にある者を示す。
3. 省・市・自地区行政の長および副の地位にある者を示す。
4. 1975年の地方政府は革命委員会と称し、長及び副は委員長、副委員長である。

以上述べてきたことから社会主義中国の政治変動と女性の政治参加の特徴を要約すると次のようになろう。中国の国家理念のなかにある政治上の女性解放・男女平等の優先順位は必ずしも高いものではなく、しかもその時々政治権力のなかで流動的である。換言すれば女性の政治参加は中国の政治変動の従属変数として推移してきたのである。

第Ⅱ章 政治体制改革過程に於ける女性の政治参加の状況

1978年末から始まった政治体制改革は党・政府機関の指導幹部の質的向上をはかることが一つの要件とされた。⁽³⁸⁾ 党・政府機関の指導者の平均年齢が60才台半ば以上であるといった指導者層の老化問題、70%以上が中学以下の教育水準にあり、文盲・半文盲も含まれるといった指導者層の低い知識水準の問題、さらには指導者層の選出にあたって選択肢のない単独候補選出制度の問題を抜本的に改革し、より多くの指導者として有能かつ確かな人材を確保する為の「幹部政策」が採用された。⁽³⁹⁾ 幹部終身雇用制度の廃止、幹部辞任・辞職制度の導入、幹部任期制度の導入、業務遂行上必要とされる専門知識・技術を重視した新しい幹部の条件の設定（革命化、若年化、知識化、専門化の四条件、略称：「四化」）、選挙制度に於ける複数候補制の導入、がその主要な内容である。⁽⁴⁰⁾ つまりこのような幹部制度の改革は指導幹部としての不適格者を排除し、適格者を増員させることを意図している。

幹部の水準の向上が求められるようになると、必然的に文革以降定着した女性幹部に一定の比率を占めさせる規定が反故にされることとなった。⁽⁴¹⁾ 特に1983年の党・政府の機構改革にともなう幹部の異動を契機として女性幹部の減少傾向が顕著となった。新幹部の選出は中央から地方レベルへと順次移行し、1987年以降は末端レベルの郷・鎮にまでおよんだ。

中央レベルでは1977年8月の第十一期党全国代表大会（略称：十一全大会）の政治局に女性として初めて候補委員に選出された陳慕華⁽⁴²⁾は次の党代表大会の1982年9月の第十二期全国代表大会（略称：十二全大会）でも同ポストに選出されたが、1987年10月の第十三期党全国代表大会（略称：十三全大会）では選出されず、彼女に代わる他の女性書記候補も選出されなかった。十二全大会で女性として初めて選出された書記処候補書記赫建秀⁽⁴³⁾も、十三全大会では選出されず、同様に彼女に代わる女性が選出されることもなかった。実質的に中国国政の策定にあたる最高機関がこのように女性幹部の存在に留意しない人事政策はそれ以下の中国各地の党・政府レベルの幹部政策に指導的意味をもっている影響するものと考えられる。

一方では女性幹部の総数は増大していることが報じられている。全国の女性幹部の数は1988年春現在で800万人おり、1984年10月以来75%の伸びであると言われている。⁽⁴⁴⁾ 機構改革以来の中央政府クラスの女性幹部の増員は國務院の2名の増員（10名から12名）、省クラスでは省長および副省長の3名の増員（7名から10名）、その下の地、市、州、盟のクラスでは専門委員、および各々の

正副の長は19名の増員（114名から133名）、県（市）クラスの正副長は50名の増員（755名から805名）となっている。省、自地区、直轄市の党委員会の正副書記と常務委員は9名の増員（15名から24名）、地（市）委員会の正副書記と常務委員の増員は88名（720名から808名）である。⁽⁴⁵⁾

このような全体数の増大があるなかで、長を占める女性の比率は必ずしも増大していない。副の地位を占める女性は名目的な地位であるか或は文教衛生、人口抑制・家族計画等の「権限がなく、資金がなく、労力のかかる」業務にたずさわる傾向が強いことが指摘されている。⁽⁴⁶⁾ 上記の党・政府の幹部職に占める女性の比率にみるように、幹部職のなかで権限の大きな地位にある職位ほど女性の比率が低下する傾向はなお顕著である。以下に示す上海の事例はこの典型である。上海市の行政機関、党の大衆組織、企業・事業体の女性の比率は1987年では9.75%である、そのうち多くの部分は下級組織に占められている。都市部の町と農村部の村の責任者に占める女性の比率は44.3%であるが、その上の地区・市・県級の行政機関の女性の比率は9.2%であり、中央政府所属の行政機関の責任者の女性の比率は6.4%である。⁽⁴⁷⁾

地方クラスで一般的に女性幹部の比率が低下したことが明らかな部署は県と郷の指導者であり、特に郷レベルのそれは顕著であると言われている。12省の県・郷クラスの1987年の選挙に於て、最も女性郷長の少ないところではわずかに1.85%となり、一部の県・郷はまったく女性の選出されなかった地域もあった。⁽⁴⁸⁾

女性幹部の比率に地域差のあることも特徴的である。県・郷クラスのなかで、また省のなかで上記のように女性幹部の比率を減らした地域もあり、反対に伸ばした地域もある。前者の典型例として江蘇省がある。同省の行政府の局長クラスの女性の比率は1986年の7.1%から1987年には5.92%に落ち、県の正副長の女性の比率は1986年の12%から1987年の10%に落ち、郷の正副長の比率は1986年の6.13%から1987年の5.4%に減少した。⁽⁴⁹⁾ 他方で女性幹部の比率を上昇させた模範例は広東省である。同省の省・市・地区・県クラスの党・政府・人民代表大会、政治協商会議、紀律検査委員会の女性幹部は511名に達している。同省の市には女性の副市長と副専門委員が7名おり、市・地区の女性副書記と常務委員が4名おり、県委員会の女性の書記と副書記、県長と副県長が124名いる。3市（湛江、茂名、梅県）の400の郷・鎮では女性幹部が3分の1を占めている。このような成果をおさめた背景として同省党委員会の女性幹部の育成・起用・抜擢に関する積極的な姿勢のあることが指摘されている。⁽⁵⁰⁾ このような女性幹部の比率に於ける地域格差の要因としては省以下の党委員会の幹部政策の在り方、つまり党委員会が女性幹部の育成に積極的であるかどうか、女性幹部の比率の上昇下降に決定的な影響を及ぼすことが指摘されている。⁽⁵¹⁾

以上見てきたように政治体制改革過程における女性の政治参加は一般的に総数が増加しているとは言え、実質的な政治権力の行使の状況はそれ以前の状態とあまり大きな差はないように思われる。むしろ国政策定の最高グループである党の政治局や書記処にそれまで候補委員の資格で両者に一人づつ選出されていた女性代表がまったく姿を消したことに象徴的に表わされているように、一定の

比率を保つ女性幹部優遇措置は後退したように見受けられる。従って女性幹部育成を党レベルで重視する地域や機関では女性幹部の比率が維持され或は高くなる傾向にあり、そうでないところでは応々にして女性幹部の比率が低下するという傾向にあると考えられる。現実には女性の政治策定権の質的低下を量的増大でカモフラージュしているとする見解も成立ちうるのである。1978年以降の幹部政策は政治機能を高め、効率を高めることを意図した政治改革の枠組みのなかで行われているのであり、女性幹部に関する政策はこの意図との関連性に於て決められるものである。政治改革を推進する現政権は過去にあったように女性幹部の比率を一定に維持するといった、いわば独立変数として或いは特別要件として幹部政策のなかに位置づけることはしないのであろう。その結果、上述したように女性幹部が量的には増えているとの数値が出されていながらもかなり大きな地域格差が存在すること、さらには質的にはむしろ低下している現象がみられる。そして女性幹部の比率維持又は上昇は女性幹部育成の姿勢を持った幹部の存在に依存するといった偶然性的要素の介在を必要とする状況になっているのである。これは女性の参政権の拡大にとってマイナス的状况が生まれてきたことを意味していよう。

女性の政治参加の拡大を阻む理由として今日一般的に指摘されている問題点は次の4点である。第一には伝統的女性蔑視観がなお根強く残っており、従って女性の政治参加に否定的な言動が常に存在し、女性幹部の言動に不当な中傷が加わり、彼女らの健全な育成が困難であること。第二には就業難の状況に於て、労働経済論に基づき女性の就業・労働を男性側に移譲し、女性が旧来のように家庭のなかでの労働に専従することを望ましいとする見解が潜在的に社会的賛同を得ており、その余勢が女性の政治参加も消極的ないしは否定的な思潮を強める傾向にあること。第三には女性の自己卑下、男性への依頼心等の女性自身の意識上・行動上の問題の為に、自ら政治参加の機会を狭めたり、その職務を正しく果たせず、この意味に於て女性は政治性が欠落していること。第四には女性が行う家庭内労働が過重な為、社会的に重い責任を負う職責に就いたり、それに必要とされる学習をする余力がない為に、結果的に女性の能力不足および人材不足を招いている⁶²⁾こと。このような問題が政治改革下の幹部政策の進展につれさらに深刻化することを懸念する女性解放・男女平等論者が1988年に入ってから言論界で女性の政治参加を促す主張を展開している。⁶³⁾改革下の女性解放・男女平等に反するこのような女性幹部の現象を非難し、女性の政治参加の積極化を求める言論の存在は改革期の女性の政治参加は何もせずに放置されれば実際にはますます減少していく傾向を示唆するものであり、この危機感から由来する警告を意味しているのであろう。

おわりに

以上、中国に於ける女性の政治参加を女性指導幹部の比率の推移のなかで、その国政との関連性に於いて若干の検討を加えてきた。このなかで、社会主義中国の政治面に於ける女性解放・男女

平等が従来の党・政府の公式見解にあったように、あるいは一般的印象論にもあったように順調にそして飛躍的に行われた固有の社会発展ではなく、きわめて政治的な変動のなかで展開してきた事が明らかにされたと思われる。女性解放・男女平等を政治理念として標榜する中国の女性の政治参加であっても、それは固有の独立した発展ではなく政治との深い関連性のなかで展開してきたのであり、この意味に於いて女性解放・男女平等実現の諸政策は国政の従属変数であると考えられる。またそれは党・政府が主張してきたように、女性解放・男女平等は社会主義国家の理念として常に政策的に重視されてきたのではなく、政策路線の必要性或は関連性に基づいた対応が採られてきたのであり、むしろ国政上は第二義的要素であったのである。以上の考察によって筆者は冒頭で記したように本稿の理論的意図である「共産党政権成立直後から始まった婦人解放政策は、政府の政策的志向がときどき異なるのと平行して、それが政府の政策全体に占める優先順位、および内容に於ける変化をみてきた。そして30年間の全般を通してみると、『婦人政策』は第二義的に評価されてきた傾向が強いのである」の仮説の検証を女性の政治参加の面に於て——その重要な側面である女性指導幹部政策の結果に現われた女性幹部の比率の推移を通じて——行ったと言えよう。

中国女性の政治参加は本稿で検討した政治指導者の量的問題に象徴的に示されているとは言え、彼女らの学歴、年齢、出身地等の属性や広範囲に亘る地域格差の実態といった質的問題を深めること、又それを時系列的に検討する必要がある。⁶⁴ さらに諸外国との多面的比較により中国の特質を明確化させる必要もある。これら研究課題の考察を待って始めて中国女性の政治参加の実態と特徴が明らかにされるのであり、本稿はその最初の段階の試みとしての意味をもつものと思われる。

注

- (1) 全民所有制の比率。1949年は『北京周報』（北京）1985年2月5日号（No.5）8頁、1987年は『中国統計年鑑 1988』中国国家统计局出版北京1988年153頁、174頁より算出。なお1987年の全女性就業者の比率は36.8%。女性就業の推移に関しては「中国の社会主義経済建設過程における女性就業政策」『慶應義塾創立一二五年記念論文集慶應法学会政治学関係』（東京）1983年329頁から356頁を参照のこと。
- (2) 1951年は『中国教育成就 1949-1983』中華人民共和国国家教育委員会計画財務司（北京）1984年、39頁、1987年は前掲『中国統計年鑑』1988年、1頁。女子教育に関しては「中国の女子教育事情」『女性教養』1988年1月、2頁～6頁を参照のこと。
- (3) 1979年から『人民日報』（北京）を始めとし1978年10月から復刊された『中国婦女』（北京）、1984年から発行され始めた『中国婦女報』（北京）（略称：『婦女報』）を中心として各種の新聞雑誌および学術誌にも社会主義中国女性の隠されてきた実態に関する内容が様々な形で出されるようになった。
- (4) 「“婦女職工回家去”的観点は錯誤的」『光明日報』1983年9月10日。「『働く女性』をめぐる議論」『北京周報』1985年2月5日号（No.5）8頁～9頁。筆者「中国に於ける改革と女性」『海外事情』

中国に於ける政治変動と女性の政治参加

- (東京) 1987年4月49頁～69頁を参照のこと。
- (5) 「重男軽女現象有増無減」『婦女報』1985年1月30日。
 - (6) 「全社会都来關心女大学生的分配—教育部長何東昌就某些拒収大学生問題答本報記者問」『婦女報』1985年6月5日, 「拒収女卒業生的現象又趨嚴重張幟英呼有関單位密接切關注」『婦女報』1987年7月31日がその深刻な状況を語っている。
 - (7) 全国総工会女工工作委員会「在經濟改革中要加強女工保護」『労働保護』1985年2月11頁～12頁, 「競争がもたらした婦人就職の難関」『北京週報』1988年11月1日号注(No. 17) 17頁～20頁, 注4「中国に於ける改革と女性」にも言及されている。
 - (8) 羅琼「改革為婦女提供了施展才華的廣闊天地」『人民日報』1986年3月8日, 注2「中国の女子教育事情」にも言及されている。
 - (9) 「摔死親女嬰說明了什麼?」『報刊』1983年第3期27頁～29頁, 『紅旗』(北京) 評論員「克服重男輕女的陳腐偏見」『復印報刊資料婦女組織与活動』中国人民大学書資料中心(北京)(略称『報刊』)1983年第2期5頁～7頁等の論文参照のこと。
 - (10) 1984年末頃から86年末にかけては特に農村の自留地分配, 結婚相手の選択, 学生募集, 労働者の採用, 住居の分配, 幹部の登用, 等等の男女差別の具体的事例が『婦女報』に掲載された。
 - (11) 拙稿「中国の婦人解放の基本的特徴と問題点」『石川忠雄教授還暦記念論文集現代中国と世界—その政治的展開—』慶應通信1982年, 523頁。
 - (12) 「中国人民政治協商会議共同綱領」『新中国資料集成 第二卷』日本国際問題研究所1986年版, 590頁。
 - (13) 1949年の社会主義中国成立後現在に至る間の四つの憲法と六つの中国共産党規約に於て, 国民および国家社会の全ての行為に対する「党の指導」が明記されている。
 - (14) 中国共産党の大会宣言として発表された最初のもの。「中国共産党第二回全国大会宣言」『中国共産党史資料 1』1975年版, 142頁。
 - (15) 「中華人民共和国憲法」(1954年9月20日)『新中国資料集成 第四卷』日本国際問題研究所1981年版, 249頁。
 - (16) 『新華月報』1953年第3号3頁。
 - (17) 「我国婦女享有同男子平等的權利」『人民日報』1954年9月21日, 「百四十七位女代表」『新中国婦女』1954年第9期, 22頁～23頁, その他同誌同年4年, 5月(第7号～9号)に女性代表の個人的紹介が掲載された。
 - (18) 前掲『人民日報』1954年9月21日。
 - (19) 『中華人民共和国人民手冊』(略称: 『手冊』) 社会科学文献出版社1986年, 61頁。
 - (20) 『新中国婦女』1954年7月, 6頁。
 - (21) 蔡暢「積極培養和提拔更多更好的幹部」『中国婦人運動重要文獻』人民出版社1975年, 105頁。
 - (22) 公務員を指す。通称「国家幹部」, その定義は「一切の国家機関, 企業事業單位とその他法に依拠す

- る公務員」、『行政学詞典』吉林人民出版社1988年、568頁。
- (23) 注21に同じ。
- (24) 前掲蔡暢著、106頁。
- (25) 同上。
- (26) 同上。
- (27) 同上。
- (28) 『手冊』137頁。
- (29) 侯志明「参政意識増強—婦女解放の新跨越」『婦女報』1988年8月19日。
- (30) 「毛沢東主席論婦女」人民出版社1978年、20頁。
- (31) 1967年に文革の権力闘争で新たに権力を掌握した勢力が既存の地方行政機関に代わる臨時行政機構として設立した。1979年、文革後の新しい政権が新しい地方行政を掌握するまで存続した。
- (32) Shen Man-ch'ing "The Role of Women in Society in Mainland China" Issues & Studies (Taipei) 1986, November, P. 97
- (33) 前掲侯志明著。
- (34) 洪承華、郭秀芝等編「中華人民共和國政治体制沿革大時記」春秋出版社1986年、488頁～489頁。
- (35) 前掲侯志明著。
- (36) 全人代常務委員会、國務院の職務、地方行政機関の職務に関しては各々の憲法の中に規定されている。1954年憲法、1975年憲法、1978年憲法、1982年憲法の日本語訳は『中国研究』日中出版1982年2月・3月号 (No. 143) 78頁～125頁に収録。
- (37) 1982年の国勢調査の結果からも同様な結論が出されている。楊淑「女幹部現状思考」『報刊』1988年 No. 2 p.33 (『中国人材報』1988年4月6日)。
- (38) 『十一届三中全会以来政治体制改革大事記』春秋出版社1987年、26～28頁、廣瀬一「中共党・政府指導体制の変革」『国際情勢』1988年3月、16頁～23頁。
- (39) 同上。
- (40) 同上。
- (41) 前掲侯志明著。
- (42) 1921年生まれ、1973年党第十回全国代表大会で第十期中央委員に選出される、77年対外経済連絡部部長に昇任、以降党・政府最指導層の一員としての役職にある。81年には國務院国家計画出産委員会主任となり、82年同委員解任、同時に國務委員に任命され、85年に対外経済連絡部部長を解任され同時に中国人民銀行行長に任命される。現職の主なもの第十三期党中央委員、第七期全国人民代表大会常務委員会副委員長、中国銀行名誉董事長、全国婦女連合会会長。陳女史は宋慶齡、鄧穎超、何香凝、康克清、蔡暢等に代表される著名な夫の背景をもたない、自らの力によって地位を確保した実力者として評価されている。『手冊』729頁、「中国最高指導者 WHO'S WHO 1988年版」三菱総合研究所

中国に於ける政治変動と女性の政治参加

編, 1988年, 162頁～164頁等参照。

- (43) 1935年生まれ, 53年に全国国紡工業全国模範労働者に選抜され党の大衆組織(中国共産主義青年団, 中華全国総工会, 中華全国婦女連合会)で活動し, 77年以降は第十一期党中央委員に選出されたのを始めとし, 紡績部部長の役職等, 中央の指導者層の一員としての職務を果す。赫女史は一介の労働者から立身出世した女性指導者として評価されている。『手冊』743頁等。
- (44) 「廣大婦女素質日益提高女幹部総数接近八百万」『人民日報』1988年3月8日。
- (45) 同上。
- (46) 「圧担子要發揮優勢桃担子要講方法究」『婦女報』1988年7月20日。
- (47) 丁水木「論婦女的心理解放」『報刊』1988年No. 2, 10頁～11頁(『上海社会科学院學術季刊』1987年4月)
- (48) 「今年県郷換届選挙女代表比例下降」『婦女報』1987年9月7日, 選出の具体的状況については「陵谷之間」『婦女報』1988年1月11日等参照のこと。
- (49) 「我省婦女参政比例下降的反思」『新華日報』(南京)1988年1月3日。
- (50) 「廣東女幹部成長快参政多」『婦女報』1987年12月25日。
- (51) 「培養選抜婦女幹部迫在眉睫」『婦女報』1987年12月25日。
- (52) 前掲羅琼, 肖明「婦女参政面臨四障碍」『中国婦女』1988年12頁～13頁。
- (53) 「在改革開放中要重視培養選抜婦女幹部」『人民日報』1988年1月22日, 「如何看現段階婦女就業与参政?」『婦女報』1988年1月18日, 「女人和社会一起往前歩」『婦女報』1988年8月31日等。